

水 煙 会

第 4 5 回 平成 2 7 年度

通常総会

日 時 平成 2 7 年 5 月 1 6 日 (土) 1 5 時 ~ 1 6 時
場 所 メルパルク横浜 2F Hoes

会議次第

1 議 案

- (1) 第 1 号議案 平成 2 6 年度事業報告及び決算に関する件
- (2) 第 2 号議案 通常会計・基金会計制度の見直しに関する件
- (3) 第 3 号議案 水煙会会則の改正に関する件

2 報告事項

平成 2 7 年度事業計画及び予算について

平成26年度 事業報告（案）

- 1 水煙会名簿作成事業
会員からの変更届（会報に同封等）に基づき、データの修正を行った。（33名）
- 2 水煙会会報発行事業
会報第44号を発行した。（会員への郵送：904部）
- 3 ホームページ事業
ホームページを運営し、イベント等の各種の情報、会員からの便り等を発信した。
- 4 セミナー等事業
 - (1) 講演会を、3月15日通常総会後、母校 Y-GSA パワープラントスタジオにて開催した。
講師：安田 徹也 様（大岡實建築研究所所長）テーマ「大岡實の仏舎利塔」
講師：松浦 隆 様（H14卒） テーマ「大岡實建築研究所について」
 - (2) 秋のセミナーを、11月4日、母校図書館にて開催した。
講師：森 みわ 様（H11卒） テーマ「住宅における省エネルギーの実現」
 - (3) 「中村順平の軌跡」（主催：（一社）神奈川県建築安全協会）を後援した。
- 5 交流会等事業
懇親会を、3月15日通常総会後、母校 Y-GSA パワープラントスタジオにて開催した。
（参加者数：62名）
- 6 会員活動支援事業
 - (1) 在校生による新入生歓迎会の開催を支援した。
 - (2) 在校生による卒業設計展を後援した。
- 7 会員顕彰事業
 - (1) 優秀な卒業論文について、水煙会賞を授与した。
 - (2) 卒業生の社会的業績に対する顕彰に対し、水煙会として顕彰した。
- 8 母校連携等事業
理工学部同窓会連合会に参加し、他の同窓会との連携事業を行った。
- 9 会議
 - (1) 通常総会を、3月15日（土）、母校 Y-GSA パワープラントスタジオにて開催した。
 - (2) 常任幹事会を3回開催した。
- 10 会員数（平成26年12月31日現在）

正会員（卒業者・修了者等）	4,202名	（郵送可能会員数 2,338名）
学生会員	419名	（学部生 273名、博士課程 146名）
特別会員（正会員を除く）	142名	
合計	4,763名	

平成26年度 決算（案）

（平成26年1月1日から12月31日まで）

通常会計 (円)

＜収入＞	
前年度 繰越金	△8,987,265
会 費	1,379,500
広告費	0
名簿その他頒布	0
預貯金金利	724
総会会費残（入金）	18,149
入金計	△7,588,892
本年度入金計	1,398,373
＜支出＞	
印刷費	796,575
郵送・通信費	417,854
消耗品費	193,985
慶弔費	203,125
事務局費	1,238,346
振替手数料	43,184
会合費	103,138
総会費補填	36,000
水煙会賞費	129,641
次年度繰越金	△10,750,740
支出計	△7,588,892
本年度支出計	3,161,848

基金会計 (円)

＜収入＞	
繰越金	15,337,363
基金	230,000
その他収入	0
基金利子	821
入金計	15,568,184
本年度入金計	230,821
＜支出＞	
母校援助費	50,000
その他基金支出	121,800
次年度繰越金	15,396,384
支出計	15,568,184
本年度支出計	171,800

総決算 (円)

入金総計	7,979,292
本年度入金総計	1,629,194
本年度支出総計	3,333,648
次年度繰越金	4,645,644

ゆうちょ銀行通常貯金	32,188
ゆうちょ銀行振替貯金	51,620
横浜銀行普通預金	4,539,352
現金（出納表残高）	22,484
合計	4,645,644

平成 27 年 1 月 16 日

会計監事 村田 幸男
菅野 裕子

第2号議案

通常会計・基金会計制度の見直しに関する件（案）

1 主旨

会員からの会費納入及び基金（寄付金）納入に関して、収入・支出を区分して経理している通常会計及び基金会計の制度を廃止し、平成27年度決算より、貸借対照表・正味財産増減計算書を作成することとし、正味財産増減計算書において、収益として会費及び寄付金を計上するとともに、貸借対照表の特定資産において、水煙会活動準備金等を計上することとする。（別紙参考）

2 理由

基金会計制度創設の目的は、将来、水煙会事務所の整備を行うために（積み立て目標500万円）、会員から基金として納入を受けていたものであり、会員のご協力により約1,500万円余が積み立てられた。また、在校生への支援等の事業については、母校への支援を目的とした事業として、通常会計ではなく基金会計から支出することとしていた。

一方、会費の振込取扱票において基金と記されているが、近年は、会員の多くは水煙会活動への一般的な寄付として納入されていると考えられる。また、通常会計における事業のために不足する財源は、基金会計より借り入れる形としてきたため、平成26年度末において、基金会計の通常会計への貸し付け後の残高は464万円余となっている。

このような状況において、在校生も会員であり、事業のための支出を通常事業・基金会計と区別して考える必要性はなく、また、経理を複雑化させている状況も見られている。

一方、基金の趣旨であった事務所整備等の水煙会活動のための準備金を明確にしておく必要があると考えられる。

また、現在、会員を社員とする一般社団法人等の会計の計算書類については、法律に基づき、貸借対照表・損益計算書（正味財産増減計算書）を作成することとされており、水煙会もこれに倣うことが適切であると考えられる。

(参考)

平成27年度決算における、貸借対照表の形式(素案)

貸借対照表 (*係数は仮の数字です。)
(平成28年3月31日現在)

(円)

項目	平成27年度	平成26年度	増減	備考
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	645,644	4,645,644	△4,000,000	
流動資産合計	645,644	4,645,644	△4,000,000	
2 固定資産				
(1) 特定資産				
水煙会活動準備金	3,500,000	0	3,500,000	
名簿発行準備金	500,000	0	500,000	
特定資産合計	4,000,000	0	4,000,000	
(2) その他固定資産				
その他固定資産合計	0	0	0	
固定資産合計	4,000,000	0	4,000,000	
資産合計	4,645,644	4,645,644	0	
II 負債の部				
1 流動負債	0	0	0	
2 固定負債	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
III 一般正味財産				
(うち特定資産への充当)	4,645,644	4,645,644	0	
正味財産合計	(4,000,000)			
負債及び一般正味財産合計	4,645,644	4,645,644	0	
	4,645,644	4,645,644	0	

第3号議案

水煙会会則の改正に関する件

1 主旨

水煙会の目的、事業を現在の活動に合わせ整理するとともに、事業活動において、在校生と卒業生の一体的な活動、会員交流の基盤となる入学同期会等との連携を推進し、また、事務局業務を円滑に行うため、所要の改正を行う。

2 主な改正点

- ・目的に、会員間の交流、会員活動の支援、持続ある地域社会の発展への寄与等を加える。
- ・事業内容は、現状の活動に合わせ整理する。
- ・正会員は、卒業者・修了者等から、在籍者（入学者）に改める。
これにより、在校生も卒業生と同じく正会員となり、会員としても区別はなくなる。
また、中退者も正会員となる。
なお、同期とは入学時の同期となり、今後の水煙会名簿は入学期別の編集に努力する。
- ・入学時に自動的に会員となるため、入会金制度は廃止する。
- ・会費制度において、入学時の一括納入制度を明記する。また、卒業後満50年を越えた正会員の会費の免除制度は廃止し、65歳からの終身会費制度を創設する。
- ・入学時の同期会を重視するため、幹事会に係る所要の改正を行う。
- ・役員における名誉会長は廃止し、相談役、顧問の制度に改める。
- ・議決に関する規定を設ける。
- ・事業を執行するため、委員会に関する規定を設ける。
- ・会計年度は、「毎年4月1日から翌年3月31日まで」に改める。
- ・事務局の規定を設ける。

水煙会会則・改正（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、水煙会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院建築学教室内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、会員間の親睦と交流、会員活動の支援及び母校との連携を図ることにより、会員の互助、連携活動を推進し、もって母校の発展及び持続ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、発行
- (2) 会報の発行、ホームページの開設等
- (3) 交流会等の開催
- (4) セミナー、シンポジウム等の開催
- (5) 会員活動の支援、会員の顕彰等
- (6) 母校との連携
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員の構成）

第5条 会員は、正会員および特別会員をもって構成する。

（正会員）

第6条 正会員は、次の各項に示す学科、課程等に在籍した者とする。

- (1) 横浜高等工業学校、横浜工業専門学校、及び同附設工業教員養成所の建築学科
- (2) 横浜国立大学工学部及び横浜国立大学工業教員養成所の建築学科
- (3) 横浜国立大学工学部建設学科建築学コース
- (4) 横浜国立大学理工学部建築都市・環境系学科建築EP
- (5) 横浜国立大学大学院工学研究科建築学専攻
- (6) 横浜国立大学大学院工学研究科博士課程（前期又は後期）の計画建設学専攻建築学分野又は人工環境システム学専攻環境調和システム学大講座複合機能空間学研究分野
- (7) 横浜国立大学大学院工学府社会空間システム学専攻建築学コース博士課程（前期又は後期）

(8) 横浜国立大学大学院環境情報学府環境システム学専攻システムデザインコースに所属し、調和システム学研究分野で指導を受ける博士課程（前期又は後期）

(9) 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院に所属し、建築都市文化専攻又は都市イノベーション専攻で建築学の教育を受ける博士課程（前期又は後期）

(特別会員)

第7条 特別会員は、前条の学科および研究科建築学教室に在籍した教員とする。

第4章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事 入学期毎に、学部は原則2名以上、大学院は原則1名以上の若干名
- (4) 常任幹事 30名以内
- (5) 会計監事 2名

(選定)

第9条 役員を選定は次のとおりとする。

- (1) 幹事は、入学期毎に会員の中から選出する。
- (2) 会長は、通常総会において会員の中から選定する。
- (3) 副会長、常任幹事及び会計監事は、会長が指名する。

(任務)

第10条 会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
- 3 幹事は幹事会を、常任幹事は常任幹事会を構成する。
- 4 会計監事は本会の決算等の会計監査を行い、必要に応じて業務の監査を行う。

(任期)

第11条 役員任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の任期と同じとする。

(相談役、顧問)

第12条 本会に相談役、顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、会長、副会長の履歴がある者の中から常任幹事会が推薦し、総会において選任する。
- 3 顧問は、母校の教員の中から常任幹事会が推薦し、総会において選任する。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会とする。

(総会)

第14条 通常総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を議決する

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 本会会則の改正

(3) その他本会の会務に関する重要事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、幹事、会長、副会長、常任幹事、会計監事で構成する。

2 幹事会は、原則として毎年1回以上開催し、会長が招集する。

3 幹事会は、総会の議決を要しない、本会の会務に関する決定を行う。

(常任幹事会)

第16条 常任幹事会は、常任幹事、会長、副会長、会計監事で構成する。

2 常任幹事会は、随時必要な場合に開催し、会長が招集する。

3 常任幹事会は、本会の会務に関する企画及び立案を行う。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席した正会員の過半数をもって決する。

第6章 委員会

(委員会)

第18条 本会は本会の事業を執行するために、必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び廃止は、常任幹事会が決定する。

3 委員会の委員は、常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第7章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、正会員（特別会員を除く）の会費、寄付金、その他の収入をこれにあてる。

(会費)

第20条 会費は、正会員が納入し、年額3,000円とする。ただし、学部在學生は年額1,000円とする。

(会費の一括納入)

第21条 在學生が入学時に一括して3万円を納入した場合は、入学後16年間の会費を納入したものとする。

2 正会員が満65歳に達した年度から一括して3万円を納入した場合は、終身にわたり会費を納入したものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第23条 本会は会務に係る事務を執行し、管理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局員を置くことができる。

附 則

第1条 本会則は、昭和45年6月11日より施行する。

(一部改正) 昭和55年5月24日施行。

(一部改正) 平成2年6月1日施行。

(一部改正) 平成4年5月14日施行。

(一部改正) 平成5年5月14日施行。

(一部改正) 平成14年3月19日施行。

(一部改正) 平成16年3月11日施行。

(一部改正) 平成24年3月17日施行。

(一部改正) 平成27年5月16日施行。

(参考)

水煙会会則（現行）

1. 会の名称および会員

本会は水煙会と称し、正会員、学生会員および特別会員をもって構成する。

正会員は、次の各項に示す者とする。

- ・ 横浜高等工業学校、横浜工業専門学校、同附設工業教員養成所建築学科卒業生および修了者
 - ・ 横浜国立大学工学部、横浜国立大学工業教員養成所の建築学科の卒業生
 - ・ 横浜国立大学大学院工学研究科建築学専攻の修了者
 - ・ 横浜国立大学工学部建設学科建築学コースの卒業生及び横浜国立大学理工学部建築都市・環境系学科建築EPの卒業生
 - ・ 横浜国立大学大学院工学研究科博士課程（前期）、同（後期）計画建設学専攻建築学分野、人工環境システム学専攻環境調和システム学大講座複合機能空間学研究分野の修了者、および同（後期）単位取得満期退学者
 - ・ 横浜国立大学大学院工学府社会空間システム学専攻建築学コース博士課程（前期）、同（後期）の修了生および同（後期）単位取得満期退学者
 - ・ 横浜国立大学大学院環境情報学府環境システム学専攻システムデザインコースに所属し、調和システム学研究分野で指導を受けた博士課程（前期）、同（後期）の修了生および同（後期）単位取得満期退学者
 - ・ 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院に所属し、建築都市文化専攻、都市イノベーション専攻で建築学の教育を受けた博士課程（前期）、同（後期）の修了生および同（後期）単位取得満期退学者
- 学生会員は上記第4項の建築EPに在籍する学生、特別会員は上記学科および研究科建築学教室の現教員および旧教員とする。

2. 目的

会員相互の連絡と親睦をはかるとともに、会員の互助と後進の育成に資し、あわせて母校ならびに同窓会の発展に寄与する。

3. 役員

会の運営のため、次の役員をおく。

会長 1名 総会において定め、会を総括代表する。

副会長 5名以内 会長の指名により定め、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。

名誉会長 長期間にわたり会長を務めた者の中から常任幹事が推薦する。

相談役 若干名 相談役は会長、副会長の関歴がある者の中から常任幹事が推薦する。

幹事 2名 各クラスごとに左の人数を選出する。

常任幹事 会長の指名により定める。又横浜国立大学大学院に奉職する正会員は原則常任幹事となる。

会計監事 2名 会長の指名により定める。

4. 役員 の 任 期

会長の任期は、原則2期4年とする。

役員任期は2年とするが、重任を妨げない。

5. 会費

本会は会員（特別会員を除く）の会費および有志の寄付金をもって維持する。なお同寄付金による水煙会基金の運用等は別途定めるものとする。

正会員の会費は年額3,000円とする。ただし、卒業後満50年を越えた正会員の会費は免除する。

学生会員の会費は年額1,000円とし入会金1,000円とともに入学時に4ヶ年分納めるものとする。

6. 会計年度

毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

7. 会計報告

会計年度が終了したとき、会計監事は総会においてその年度の会計報告を行なう。

8. 総会

毎年1回開催するが、幹事会において必要と認めるときは臨時に開くことができる。

9. 役員会

幹事会・常任幹事会・正副会長会議は会長が召集する。

10. 事業

会員名簿の刊行、母校との連絡、会報・ホームページその他必要と認められた事業を行なう。

11. 事務局

本会の事務局は横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院建築学教室内におく。

12. 会則の変更

会則を変更する必要があるときは、役員会の議を経て、総会において行なう。

附則

1. 本会則は昭和45年6月1日より施行する。

2. 昭和55年5月24日第3条の一部改正。

3. 平成2年6月1日第5条の一部改正。

4. 平成4年5月14日第1条の一部改正。

5. 平成5年5月14日第5条の一部改正、平成6年度より適用する。

6. 平成14年3月19日第1条の一部改正。

7. 平成16年3月11日第6条改正。

8. 平成24年3月17日第1条の一部改正、第8項を追加。

〃 第2条の一部改正。

〃 第3条の一部改正。

〃 第5条の一部改正。

〃 第9条の一部改正。

〃 第10条の一部改正。

〃 第11条の一部改正。

平成27年度 事業計画

1 水煙会名簿作成事業

- (1) 会報発送に同封する会員からの変更届に基づき、会員データの修正を行う。
- (2) 水煙会名簿の入学期別の編集へ向け、各期幹事の協力を仰ぎながら、編集システムの変更作業を行う。なお、全体名簿の発行は、入学期別の名簿が作成可能となった時点で、来年度以降、早期に発行するよう努力する。
- (3) 各期の間連携等を図るため、各期幹事・常任幹事会名簿を作成し、各期幹事等へ配布する。

2 水煙会会報発行事業

会報第45号を発行する。

3 ホームページ等事業

イベント等の各種の情報、会員からの便り等を発信するとともに、掲載情報の充実に努力する。また、イベント情報等を迅速に会員に届けるため、ホームページと連携し、メール短信の実施の準備を行う。

4 交流会等事業

総会の開催に併せ、在校生の参加に留意した、全体交流会を開催する。

5 セミナー等事業

- (1) 秋のセミナーを、母校において開催する。
- (2) セミナー、講演会等のニーズの把握に努力する。

6 会員活動支援事業

- (1) 在校生幹事からの要望に基づき、在校生による新入生歓迎会の開催、卒業設計展を支援する。
- (2) 会員活動支援のニーズの把握に努力する。

7 会員顕彰事業

- (1) 優秀な卒業論文について、水煙会賞を授与する。
- (2) 卒業生の社会的業績に対する顕彰等について、水煙会として広報等に努める。

8 母校連携等事業

名教自然会（理工学部同窓会）に参加し、他の同窓会等との連携事業を行う。

9 会議

通常総会、常任幹事会、その他水煙会の運営のために必要な会議を開催する。

平成 27 年度 正味財産増減計算書 予算書

(平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(円)

項 目	平成 27 年度	備 考
一般正味財産増減の部		
經常増減の部		
經常収益		
受取会費	3,300,000	@3,000 円×700 名、@30,000 円×40 名
受取寄付金	100,000	
広告費収入	100,000	会報掲載
金利収入	2,000	
雑収入	0	
經常収益計	3,502,000	
經常費用		
印刷製本費	880,000	会報発行、総会案内・会議資料等
通信運搬費	472,000	会報発送、総会案内発送等
委託費	300,000	ホームページ維持費等
会場借上げ費	30,000	通常総会会場等
諸謝金	30,000	セミナー講師謝金等
交流会等費	200,000	全体交流会における在校生負担等
会員活動支援費	100,000	新入生歓迎会、卒業設計展支援等
会員顕彰費	130,000	水煙会賞等
会議費	100,000	総会、常任幹事会等
負担金	60,000	理工学部同窓会連合会
人件費	1,000,000	事務局人件費
賃金	200,000	発送業務等の学生アルバイト
經常費用計	3,502,000	
当期經常増減額	0	
經常外増減の部		
經常外収益	0	
經常外費用	0	
当期經常外増減額	0	
当期一般正味財産増減額	0	
一般正味財産期首残高	4,645,644	
一般正味財産期末残高	4,645,644	